

大阪国道事務所管内
道路照明施設整備等 P F I 事業

事業者等が付す保険等

令和 7 年 9 月

国土交通省近畿地方整備局

大阪国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業における 事業者等が付す保険等

大阪国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業に関する事業契約（以下「事業契約」という。）第 9 条及び第 29 条の定めるところにより大阪国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I（以下「本事業」という。）に関して、事業者の責任と費用負担により付す保険及びその条件は以下の通りとする。ただし、以下の条件は、最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に担保範囲の広い保証内容とすることを妨げるものではない。

なお、以下に用いられる用語の意義は、別段の定めのない限り、「事業契約書」（入札説明書添付 1）の別紙 2 に記載する語句の定義に定めるところによる。

第 1 章 取替工事業務等の履行に係る保険

取替工事業務の履行にかかる保険として、公共工事履行保証保険及び工事保険を付保すること。

ただし、入札説明書に定める契約保証金を納付する場合又は契約保証金納付にかわる担保の提供を公共工事履行保証保険以外の方法により行う場合には、公共工事履行保証保険の付保の必要はない。

1. 公共工事契約履行保証保険

(1) 保険名称

公共工事契約履行保証保険

(2) 保険内容

事業者又は取替工事企業による契約不履行により事業契約が解除されたことに伴い、事業者が近畿地方整備局に支払うべき違約金を担保する。

(3) 付保条件

- ① 保険の契約期間は、事業者と取替工事企業との間における取替工事業務の実施に関する契約の締結日から事業者と取替工事企業との間における取替工事業務の実施に関する契約終了日までとする。
- ② 保険の契約者は、原則として事業者とし、取替工事企業を契約者とする場合は、それぞれ近畿地方整備局を保険金受取人とする質権設定を行うものとする。
- ③ 保険（保証）金額は、本件取替工事業務費のうちの施設整備費（消費税及び地方消費税を含む。）の 10%以上とする。なお、事業者又は取替工事企業の何れによる契約不履行の場合であっても、保険（保証）金額は上記のとおりとする。

2. 工事保険

(1) 保険名称

工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(2) 保険内容・目的

取替工事業務の工事中に発生した工事目的物の損害を担保する。

(3) 付保条件

- ①担保範囲は、取替工事の全てとする。
- ②保険期間は、取替工事期間の全期間（⑥を始期とし全LED化完了照明の引渡完了日まで）とする。
- ③保険契約者は、事業者又は取替工事企業とする。
- ④被保険者は、近畿地方整備局及び事業者、取替工事企業並びにそのすべての下請負人等を含むものとする。
- ⑤保険金額は、取替工事業務に係る施設整備費（消費税を含む。）とする。
- ⑥保険の契約時期は、事業者と取替工事企業との間における取替工事業務の実施に関する契約の締結に合せて可及的速やかに、遅くとも事業者が本施設の工事に着手する日までに契約するものとする。
- ⑦水災、雪災害危険担保とする。

第2章 維持補修業務の履行に係る保険

維持補修業務の履行にかかる保険として、公共工事履行保証保険及び工事保険を付保すること。

ただし、入札説明書に定める契約保証金を納付する場合又は契約保証金納付にかわる担保の提供を公共工事履行保証保険以外の方法により行う場合には、公共工事履行保証保険の付保の必要はない。

1. 公共工事契約履行保証保険

(1) 保険名称

公共工事契約履行保証保険

(2) 保険内容

事業者又は維持補修企業による契約不履行により事業契約が解除されたことに伴い、事業者が近畿地方整備局に支払うべき違約金を担保する。

(3) 付保条件

- ① 保険の契約期間は、事業者と維持補修企業との間における維持補修業務の実施に関する契約の締結日から事業契約終了日までとする。
- ② 保険の契約者は、原則として事業者とし、維持補修企業を契約者とする場合は、それぞれ近畿地方整備局を保険金受取人とする質権設定を行うものとする。
- ③ 保険（保証）金額は、本件維持補修業務費（消費税及び地方消費税を含む。）の1年度分の10%以上とする。なお、事業者又は維持補修企業の何れによる契約不履行の場合であっても、保険（保証）金額は上記のとおりとする。

2. 工事保険

(1) 保険名称

工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(2) 保険内容・目的

維持補修業務の工事中に発生した工事目的物の損害を担保する。

(3) 付保条件

- ① 担保範囲は、維持補修業務の全てとする。
 - ② 保険期間は、事業契約の締結日から事業契約終了日までとする。
 - ③ 保険契約者は、事業者又は維持補修企業とする。
 - ④ 被保険者は、近畿地方整備局及び事業者、維持補修企業並びにそのすべての下請負人等を含むものとする。
 - ⑤ 保険金額は、1年度分の維持補修業務費（消費税を含む。）とする。
 - ⑥ 保険の契約時期は、事業者と維持補修企業との間における維持補修業務の実施に関する契約の締結に合せて可及的速やかに、遅くとも事業者が本施設の補修工事に着手する日までに契約するものとする。
 - ⑦ 水災、雪災害危険担保とする。
-